

繰越明許費繰越使用の報告について

平成 27 年度藤沢市一般会計繰越明許費の繰越使用について、別紙繰越計算書のとおり報告する。

2016 年(平成 28 年) 6 月 6 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

報告理由

平成 27 年度藤沢市一般会計繰越明許費を繰越使用するので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

参 考

地方自治法施行令 抜粋
(繰越明許費)

第 146 条 地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

平成27年度藤沢市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	地方創生加速化文化・芸術事業費	39,960,000	39,960,000
		情報系システム関係費	30,571,000	30,571,000
	7 防災費	防災設備等整備事業費	14,935,000	14,935,000
4 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設建設助成費	266,000,000	266,000,000
	2 子育て支援費	法人立保育所施設整備助成事業費	60,750,000	60,750,000
9 土木費	4 都市計画費	遠藤葛原線新設事業費	12,000,000	12,000,000
		藤沢駅周辺地区再整備事業費	200,000,000	141,940,000
		村岡地区都市拠点総合整備事業費	3,800,000	3,774,000
		石川下土棚線街路新設事業費	54,000,000	54,000,000
	5 住宅費	住宅環境整備事業費	140,000,000	90,718,040
11 教育費	2 小学校費	諸整備事業費	82,511,000	82,511,000
	7 保健体育費	スポーツ施設整備費	149,483,000	97,483,000

繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳						
既 収 入 特 定 財 源			未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			39,960,000			0
			15,205,000			15,366,000
						14,935,000
				212,800,000		53,200,000
			54,000,000			6,750,000
				10,800,000		1,200,000
			32,000,000	99,000,000		10,940,000
						3,774,000
			7,444,000	41,800,000		4,756,000
			47,428,000	41,400,000		1,890,040
			27,763,000	54,600,000		148,000
				73,100,000		24,383,000